平成２２年（フ）第２６号
兵庫県宝塚市仁川高丸２丁目22番３号
債務者　山崎千佳子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１５１号
兵庫県芦屋市高浜町５－１－611、住民票上の住所兵庫県尼崎市浜田町４丁目37番地の１別府マンション１Ｆ101号
債務者　村上れい子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８７号
兵庫県西宮市江上町３番３号
債務者　アイ・エス・プラスこと　富久　　正
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８８号
兵庫県西宮市江上町３番３号
債務者　エムズオフィスこと　富久美也子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３０号
兵庫県芦屋市東山町７番26―104号
債務者　竹内美智子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３号
沖縄県国頭郡今帰仁村字勢理客346番地
債務者　幸喜さかえ
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月23日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１１４号
秋田市港北新町３番６号
債務者　杉本　　忍
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７号
長野市篠ノ井小松原1338番地
債務者　坂田亜由美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６８号
名古屋市千種区春里町２丁目12番４―305号新楠荘
債務者　上葛　久江
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４号
名古屋市北区大杉１丁目22番３号　コーポ白壁102号
債務者　小林　亜理
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２７号
名古屋市千種区希望ケ丘４丁目１番２―209号　東希望荘
債務者　近澤　昭子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７号
三重県津市一身田平野362番地１　みのり苑207
債務者　増田　敦子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５号
三重県亀山市東御幸町175番地４
債務者　仲見　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６号
三重県津市柳山津興318番地　阿漕２号館アパート９号、前住所三重県津市野崎垣内岩田355番地２
債務者　林　　達夫
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４号
鳥取県米子市夜見町3085番地19
債務者　河村　美歩
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３１号
鳥取県米子市夜見町2499番地６
債務者　中原　里香
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３６号
鳥取県米子市淀江町佐陀2065番地２
債務者　井戸本義孝
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３７号
鳥取県米子市淀江町佐陀2065番地２
債務者　井戸本美智子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部